四国森林管理局　四万十森林管理署森林位置図　第２葉（全５葉）

「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の５万分の１地形図を複製したものである。（承認番号　平23四複、第２３４号）

令和８年度　四万十森林管理署　立入制限区域図（R8.10更新）
（銃器の使用を制限する区域図を兼ねる）
（土佐清水市、大月町、三原村）

愛媛森林管理署
南　予

三原森林事務所管内

清水森林事務所管内

貝の川森林事務所管内

三崎森林事務所管内

四万十森林管理署

四　万　十　川

1012 1031 1030 1016 1025 1024 1214 1220 1201 1210 1286 1285 1265 1267 1270 1268 1303 1304 1293 1292 1306 1305 1307 1308 1309

～狩猟者・有害鳥獣捕獲者の立入禁止について～

○事業実施区域（販売事業（立木、副産物）、請負事業（素材生産、造林、治山、林道等）、委託事業（収穫調査、巡視、測定等）、直営事業（収穫調査、巡視等）及び他省庁事業の実施箇所(予定地を含む。))、第三者権利区域（契約等により権利者が存在する分収林･共用林野･貸付地等 ）（**赤色記載**）には、事故防止の観点から関係者以外の立ち入りを制限しています。

○捕獲事業（わな）実施区域（**オレンジ色記載**）には、事故防止の観点から関係者以外の立ち入りを制限しています。

○一般利用区域（レクリエーションの森等）（**青色記載**）には、狩猟及び有害鳥獣駆除を目的とした立ち入りを禁止しています。その他、一般者の森林利用が見込まれる登山道、遊歩道、林道についても、狩猟及び有害鳥獣駆除を目的とした立ち入りを禁止しています。

立入制限区域　表示凡例	
国有林野	林班番号
官公造林地	林班番号
事業実施区域、第三者権利区域	
捕獲事業（わな）実施区域	
一般利用区域	
鳥獣保護区	
図面参照区域外	